

食品安全行政の充実を求める意見書

２００１年９月の日本におけるＢＳＥの発生以来、日本の食品安全行政および食品事業者に対して消費者は、不信感を募らせています。その後も無認可添加物、無登録農薬など生産者や食品事業者による不祥事は続き、行政や事業者に対する消費者の不信は改まっていません。

政府は、２００３年５月に「食品安全基本法」を成立させ、７月には「食品安全委員会」がスタートしました。安全性の評価を行う機関と、安全性の管理を行う農林水産省、厚生労働省などの機関を分離するという事は、これまでの産業振興の省庁が消費者の立場を軽視してきたことからすれば一定の進捗があったといえますが、基本法の目的規定においても「消費者の権利」が盛り込まれていないことや、リスク分析においては科学的な評価ばかりが強調されています。

今後、食品の安全性評価をどのように行うか、消費者に軸足を移したリスク管理は実現するのか、また利害関係者間で双方向の討議が担保されるかといった不安や課題が残っています。

食は命の礎です。食品が安心・安全・安定的に供給されるよう食品安全行政の充実を求めたいという住民の意思をおくみとりいただいて、下記事項の実現に向けて、政府としてご尽力下さるよう強く要望します。

記

一、食品安全行政に関する事項

- １．食品安全委員会の審議に、市民の意見を反映させること。そのために、消費者の申し出制度を新設し、措置請求権を保障すること。
- ２．生産段階での安全性確保と環境に負荷を与えない「有機農業」「有機畜産」推進のための法制度の確立や直接支払いなどの奨励制度を作ること。
- ３．安全性の評価にあつては、「予防原則」の立場にたつて、予想される結果が重大な場合は、科学的根拠が不十分であっても規制を行うこと。

二、食品安全委員会に関する事項

- １．食品安全委員会の自主独立性を確保し、そのために必要な予算を確保すること。
- ２．食品安全委員会委員選出にあつては、それぞれの関係団体などから推薦リストを基に抽出し、選考基準・過程の透明性を確保すること。

三、輸入農産物の安全性確保に関する事項

- １．輸入農産物の安全性を確保するため、輸入検疫や表示制度の充実をはかること。
- ２．違反事例については国や自治体が積極的に広報し、消費者に情報提供すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

平成１６年１２月１５日

岐阜県郡上市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣 様
厚生労働大臣